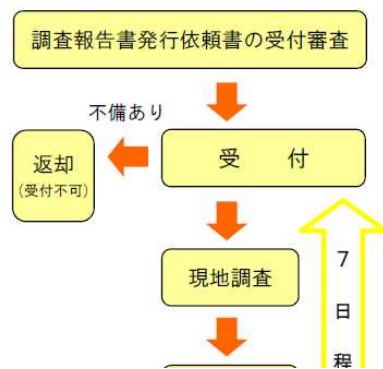


指定確認検査機関への経由（調査報告書） 変更のお知らせ

時期：令和3年4月1日以降

内容：建築確認済証明書（水道工事申込用）
の提出が不要となります。

<経由の流れ>



<持参書類>

- ① 確認申請図書〔正・副〕
 - ② 関係各課意見記入票（関係各課にて下見確認印が押されているもの）
 - ③ 調査報告書発行依頼書（ホームページよりダウンロードできます。）
 - ④ 建築工事届の原本
 - ⑤ ~~建築計画概要書（地分の概要書含む）の原本及びコピー（A4片面印刷）~~
 - ⑥ **建築確認済証明書（水道工事申込用）**
~~（審査指導課の窓口にて配布しています。）~~
 - ⑦ ~~その他関係書類〔下記に掲げるもの等〕~~
- ・許可書（43条、都計法53条など） ・届出書 ・認定書
・用途証明 ・覚書 ・建築協定承諾書 ・危
・福祉のまちづくり条例（事前協議物件） ・防
※上記書類は各所管課での手続きが完了したものが必要で

年 月 日	
建築確認済証明書（水道工事申込用）	
下記の建築物は、建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたものであることを証明する。	
高槻市建築主事	
フリガナ記入	
氏名	印
確認番号	第 号
確認年月日	年 月 日